

| 薬局及び薬局製造販売医薬品製造業の構造設備等の概要               |  |   |
|---|--|---|
| 1 薬局（調剤室を除く）                            | 面積   | m <sup>2</sup>  |
|   | 天井の材質  | 板張り ・ コンクリート ・ その他（ ）   |
|   | 床面の材質  | 板張り ・ コンクリート ・ その他（ ）   |
|   | 照明   | 蛍光灯・白熱灯 W 個   |
| 2 調剤室                                   | 面積   | m <sup>2</sup>  |
|   | 天井の材質  | 板張り ・ コンクリート ・ その他（ ）   |
|   | 床面の材質  | 板張り ・ コンクリート ・ その他（ ）   |
|   | 照明   | 蛍光灯・白熱灯 W 個   |
| 3 設備                                    | 冷暗貯蔵設備   | 有   |
|   | かぎのかかる貯蔵設備   | 有   |
|   | 情報提供のための設備   |   |
| 4 調剤器具                                  | イ. 液量器<br>ロ. 温度計（100度のもの）<br>ハ. 水浴<br>ニ. 調剤台<br>ホ. 軟膏板<br>ヘ. 乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒<br>ト. はかり（感量10ミリigramのもの及び感量100ミリigramのもの）<br>チ. ビーカー  | リ. ふるい器<br>ヌ. へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）<br>ル. メスピペット<br>ヲ. メスフラスコ又はメスシリンダー<br>ワ. 薬匙（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）<br>カ. ロート<br>ヨ. 調剤に必要な書籍 |
|   | イ. 顕微鏡、ルーペ<br>又は粉末X線回析装置<br>ロ. 試験検査台<br>ハ. デシケーター<br>ニ. はかり（感量1ミリigramのもの）<br>ホ. 薄層クロマトグラフ装置   | ヘ. 比重計又は振動式密度計<br>ト. pH計<br>チ. ブンゼンバーナ又はアルコールランプ<br>リ. 崩壊度試験器<br>ヌ. 融点測定器<br>ル. 試験検査に必要な書籍  |
| 5 試験検査器具<br>※薬局製造販売医薬品製造業を兼務とする場合に必要です。 | ※ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第10条に掲げる許可に係る薬局であつてただし書き適用の場合<br>1 調剤台を試験検査台として用いる場合であつて、試験検査及び調剤の双方に支障がないと認められるとき<br>2 ニ、ホ、ト及びリに掲げる設備及び器具については、厚生労働大臣の指定した試験検査機関を利用して自己の責任において試験検査を行う場合であつて、支障がなく、かつ、やむを得ないと認められるとき |   |

